

虹の架け橋

スクールソーシャルワーカー 川村 沙織

最近「ヤングケアラー」という言葉をよく耳にしませんか？「ヤングケアラー」について知っていますか？

★ヤングケアラーとは★

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として法律に明記されています。年齢の対象は、18歳未満の子どもだけでなく、支援が必要な18歳以上(30歳くらいまで)の若者もケアラーに含みます。

例えばこんな子…

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



詳しい内容は、「子ども家庭庁」のHPにヤングケアラーの特設サイトがあり掲載されています。

★ヤングケアラーであることがなぜ問題なの？★

家族の手伝い・手助けは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、でも、そのことで、学校生活に影響が出たり、こころや身体に不調を感じたりするほど重い負担がかかっている場合は、注意が必要です。過度に家族の世話を担うことで、勉強に取り組むことや、子どもらしい情緒的な関わりを持つことができず、自分の将来について考えられなくなってしまう可能性があります。

★こんなことで困っていませんか？★

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、きょうだいの世話や介護をされていて…

・学校に行けないときがある ・寝不足で授業中に居眠りをしてしまう ・宿題や勉強をする時間がない など

「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしているような子どもに対する、社会全体による支援が求められています。身近にヤングケアラーかな、という子どもがいたら、周りの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが「自分はひとりじゃない」「誰かを頼ってもいいんだ」と思うことができ、子どもが子どもらしくいられる一歩になります。



★相談窓口★ 【青森県の場合】 SNSによる相談窓口

・ヤングケアラー相談 LINE 「青森県ヤングケアラーチャンネル」

(元ヤングケアラーの方がチャットで相談に応じます。)

対象：青森県内のヤングケアラー及びその家族

時間：メッセージの送信は24時間365日いつでも可能

相談時間は午前10時～午後8時まで(土日祝日・年末年始を除く。)

※LINE相談の他には、お近くの児童相談所や市町村役場の子育て支援課などでも相談可能です。

もちろん、スクールソーシャルワーカーはいつでも相談に応じます！

自分のことや家のことを話すには、勇気がいると思います。でも、家族の世話などで困っている子どもの話を聞いて、共感してサポートしてくれる人は必ずいます。辛い、しんどい、と思った時は、ひとりで抱え込まず、相談を！！



★スクールソーシャルワーカーから★~~~~~

- ① この先どうしたらいいのか、誰に相談したらいいのかなど悩んだ場合は、一人で悩まず、まずは学校(HR担任・養護教諭など)にご相談ください。
- ② 学校だけでの対応が難しいと判断された場合は、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが面談(保護者又は生徒本人)を行います。
- ③ 状況に応じて病院や関係する相談機関等の情報提供、および必要な関係機関へのご紹介もします。
- ④ 病院や相談機関等に行く場合は、スクールソーシャルワーカーが同行することも可能です。

